

## ● 土砂災害の形態と前ぶれ ●

	土砂災害の形態	現象とその前ぶれ（前兆現象）
土石流		<p>長雨や集中豪雨などにより、山や川の石や土砂が水と一緒に下流へ流れる現象です。その流れるスピードは時速 20 キロから 40 キロといわれ、自動車が走る速度とほぼ同じです。</p> <p>《前兆現象》 ○山鳴りがする。 ○雨が降り続いているのに川の水位が下がる。 ○川の水が急に濁ったり、流木が混ざり始める。 ○腐った土のにおいがする。</p>
がけ崩れ		<p>長雨や集中豪雨などにより、斜面が急に崩れ落ちる現象です。</p> <p>《前兆現象》 ○がけから水が湧き出してくれる。 ○がけに亀裂が入る。 ○がけから小石がぱらぱら落ちてくる。 ○がけから木の根が切れる等の異様な音がする。</p>
地すべり		<p>地下水などが粘土のようなすべりやすい地層にしみこんで、その影響で地面が動き出す現象です。</p> <p>《前兆現象》 ○沢や井戸の水が濁る。 ○地面にひび割れができる。 ○斜面から水がふきだす。 ○家のよう壁に亀裂が入る。 ○家やよう壁、樹木や電柱が傾く。</p>

### 土砂災害防止法とは

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止計画の推進に関する法律

土砂災害（がけ崩れ、土石流、地すべり）から住民の生命を守るために、土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の行為の制限を行うもので、平成13年4月に施行されました。

国土交通省が、土砂災害により避難受けらる心配がある場所や地盤の地質、土砂の堆積状況などを調査します。

都道府県知事は、市町村長の意見を聞いた上で区域を指定します。

**土砂災害警戒区域の指定**  
（災害警戒のうかるある区域）

**土砂災害特別警戒区域**  
（建物が破壊され、住民に大きな被害が生じたおそれがある区域）

**こんな場所が区域指定の対象となります。**

- がけ崩れ
- 土石流
- 地すべり

### 「土砂災害防止法」で区域に指定されると…

土砂災害警戒区域では…

- 警戒避難体制の整備

さらに土砂災害特別警戒区域では…

- 建物の構造規制
- 特定の開発行為に対する許可制
- 建築物の移転

### ○お問い合わせは

鹿児島県：県庁 砂防課 土砂災害防止推進班  
鹿屋土木事務所 河川港湾課  
○錦江町役場  
本庁建設課  
支所産業建設課

電話番号：099-286-3616  
電話番号：0994-43-3121  
電話番号：22-0511  
電話番号：22-3033  
電話番号：25-2511

